

旅行業等の事業廃止の届出について

1 事業廃止の届出について（旅行業法第15条第1項）

旅行業者等は、その事業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を届け出なければなりません。（事業廃止後に届出）

この届出は、事業廃止届出書を千葉県知事（県担当課）に提出することで行います。（郵送可）

2 届出において使用する様式について

この届出には事業廃止届出書を使用してください。